

税関様式 A 第 1070 号

申請番号

免税コンテナ等の変質（損傷）減税申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名又は名称

⑨

免税コンテナ等について、変質（損傷）による減税を受けたいので、関税定率法第 13 条第 7 項ただし書の規定を準用するコンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR 条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

免税コンテナの種類、記号及び番号 (免税部分品の場合には品名)	数 量	価 格
輸 入 許 可 税 関		
輸 入 許 可 の 年 月 日	輸 入 許 可 書 等 の 番 号	
免税コンテナ等が 置かれている場所		
変質（損傷）の原因		
変質（損傷）の程度		
輸入税の軽減を受け ようとする額及びそ の 計 算 の 基 礎		

(注) この申請書は 2 通提出して下さい。

(規格 A 4)

通知番号

免税コンテナ等の管理者変更通知書

平成 年 月 日

(変更後の管理者)

殿

変更前の管理者

住 所

氏名 (名称及び代表権者の氏名)

⑩

(署 名)

免税コンテナ等の管理者の変更について、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約 (T I R 条約) の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第 7 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

免税コンテナの種類、記号及び番号 (免税部分品の場合には品名)		数 量	
輸 入 許 可 税 関			
輸 入 許 可 の 年 月 日		輸 入 許 可 書 等 の 番 号	
再 輸 出 期 間	自 平 成 年 月 日 至 平 成 年 月 日		
引 渡 年 月 日	平 成 年 月 日		

- (注) 1. 変更前の管理者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。
2. 免税コンテナ等の変更前の管理者は、当該免税コンテナ等の引渡しの日から 5 日を経過する日までに、この通知書 2 通を変更後の管理者に送達し、うち 1 通を受領書として返付を受けて下さい。

(規格 A 4)

税関様式A第 1100 号

届出番号

免税コンテナの差押届出書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

届 出 者

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

⑩

（署 名）

免税コンテナについて差押えを受けたので、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第 10 条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

免税コンテナの種類、記号及び番号		価 格	
輸 入 許 可 税 関			
輸入許可の 年 月 日		輸入許可書等 の 番 号	
差押えを受けた年月日			
差押えを受けた理由			
差押えを行った官署			

- (注) 1. 届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者（法人の代表権者から当該業務を行うことにつき委任を受けている支店、営業所等の長を含む。）の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。
2. この届出書は2通提出して下さい。

(規格A4)

税関様式A第 1110 号

申請番号

国産コンテナ等の確認申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

⑩

（署 名）

国産コンテナ等であることの確認を受けたいので、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第 8 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

コンテナの種類		記号及び番号	※確認番号
国産 コンテナ	製造者の住所及び氏名又は名称		
	製造の年月日		
	製造工場名		
外国 コンテナ	輸入許可税関		
	輸入許可書の番号		
	輸入許可年月日		
コンテナが置かれている場所			

- (注) 1. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者（法人の代表権者から当該業務を行うことにつき委任を受けている支店、営業所等の長を含む。）の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。
2. 国産コンテナの場合には、製造者が作成した国産コンテナである旨の証明書（原則として「国産コンテナの製造証明書」（A-1120））を 1 通添付して下さい。
3. 外国コンテナの場合には、輸入税が納付された、又は納付すべきこととなった際の輸入許可書又はこれに代わる税関の証明書を 1 通添付して下さい。
4. この申請書は 2 通提出して下さい。
5. ※欄には記入しないで下さい。

（規格 A 4）

税関様式A第 1120 号

国産コンテナの製造証明書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

製 造 者

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

⑨

（署 名）

下記のコンテナは、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（TIR条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行令第11条に規定する本邦において製造されたコンテナであり、保税原料品を使用していないことを証明します。

記

コンテナの種類		記号及び番号	
製造工場の所在地及び 名 称			
所有者の住所及び氏名 又 は 名 称			
製 造 年 月 日		自 重	
外 法 寸 法 <small>のり</small>	cm ×	cm ×	cm
設計番号又は設計図の 整 理 番 号			

- (注) 1. 製造者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。
2. この証明書は1通提出して下さい。

(規格A4)

税関様式A第 1130 号

申請番号

コンテナの個別承認申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

㊞

（署 名）

コンテナの個別承認を受けたいので、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

コンテナの種類		記号及び番号	
所有者の氏名又は名称			
所有者の住所 又は事務所の所在地			
管理者の氏名又は名称			
管理者の住所 又は事務所の所在地			
自重			
外 法 寸 法	cm×	cm×	cm
構造上の重要な特徴 材質、構造上の種類、 補強部分、ボルトの先端 がつぶされており 又は溶接されている こと等			
検査希望日時及び場所			
※ 前回の承認年月日 及び承認証明書番号	平成	年	月 日
		第	号

- (注) 1. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者（法人の代表権者から当該業務を行うことにつき委任を受けている支店、営業所等の長を含む。）の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。
2. この申請書は、コンテナの構造を明らかにする図面及びコンテナの扉前面の写真を添付して 2 通提出して下さい。
3. ※の付されている欄は、更新の場合に記入して下さい。

(規格 A 4)

申請番号

コンテナの型式承認申請書

平成 年 月 日

税 関 長 殿

申 請 者

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

⑧

（署 名）

コンテナの設計型式による承認を受けたいので、コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（T I R条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第 14 条第 2 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

コンテナの種類		設計型式の記号 及び番号	
製造開始予定年月日			
製造予定数量			
設計番号又は設計図の 整理番号			
仕様書の番号			
製造工場の名称及び 所在地			
自重			
外 法 寸 法	cm×	cm×	cm
構造上の重要な特徴 材質、構造上の種類、 補強部分、ボルトの先 端がつぶされており 又は溶接されている こと等			
検査希望日時及び場所			

（注）1. 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。

2. この申請書は、設計図及び仕様書を添付して 2 通提出して下さい。

（規格 A 4）

関税(消費税及び地方消費税兼用)納期限延長(包括)申請書(一括)

平成 年 月 日		輸入者符号								
申請先	税関別一括	<input type="checkbox"/> 東京 <input type="checkbox"/> 横浜 <input type="checkbox"/> 神戸 <input type="checkbox"/> 大阪 <input type="checkbox"/> 名古屋 <input type="checkbox"/> 門司 <input type="checkbox"/> 長崎 <input type="checkbox"/> 函館 <input type="checkbox"/> 沖縄地区 税関官署の長 殿								
	<input type="checkbox"/> 東京	<input type="checkbox"/> 前橋 <input type="checkbox"/> 大井 <input type="checkbox"/> 直江津	<input type="checkbox"/> 東京航空貨物 <input type="checkbox"/> 羽田 <input type="checkbox"/> 立川	<input type="checkbox"/> 成田航空貨物 <input type="checkbox"/> 酒田 <input type="checkbox"/> 山形	<input type="checkbox"/> 成田南部航空貨物 <input type="checkbox"/> 新潟 <input type="checkbox"/> 東港	<input type="checkbox"/> 芝浦 <input type="checkbox"/> 新潟空港	<input type="checkbox"/> 東京外郵 <input type="checkbox"/> 柏崎			
	<input type="checkbox"/> 横浜	<input type="checkbox"/> 宇都宮 <input type="checkbox"/> 仙台空港 <input type="checkbox"/> 木更津	<input type="checkbox"/> 鶴見 <input type="checkbox"/> 小名浜 <input type="checkbox"/> 姉崎	<input type="checkbox"/> 大黒埠頭 <input type="checkbox"/> 相馬 <input type="checkbox"/> 川崎	<input type="checkbox"/> 山下埠頭 <input type="checkbox"/> 福島空港 <input type="checkbox"/> 東扇島	<input type="checkbox"/> 本牧埠頭 <input type="checkbox"/> 鹿島 <input type="checkbox"/> 横須賀	<input type="checkbox"/> 川崎外郵 <input type="checkbox"/> 日立 <input type="checkbox"/> 三崎	<input type="checkbox"/> 仙台塩釜 <input type="checkbox"/> つくば <input type="checkbox"/> 千葉	<input type="checkbox"/> 石巻 <input type="checkbox"/> 気仙沼 <input type="checkbox"/> 船橋市川	
	<input type="checkbox"/> 神戸	<input type="checkbox"/> 六甲アイランド <input type="checkbox"/> 水島 <input type="checkbox"/> 因島 <input type="checkbox"/> 今治	<input type="checkbox"/> 摩耶埠頭 <input type="checkbox"/> 宇野 <input type="checkbox"/> 尾道糸崎 <input type="checkbox"/> 新居浜	<input type="checkbox"/> ポートアイランド <input type="checkbox"/> 岡山空港 <input type="checkbox"/> 小松島 <input type="checkbox"/> 三島	<input type="checkbox"/> 姫路 <input type="checkbox"/> 片上 <input type="checkbox"/> 坂出 <input type="checkbox"/> 高知	<input type="checkbox"/> 相生 <input type="checkbox"/> 広島 <input type="checkbox"/> 丸亀	<input type="checkbox"/> 東播磨 <input type="checkbox"/> 広島空港 <input type="checkbox"/> 呉 <input type="checkbox"/> 詫間	<input type="checkbox"/> 尼崎 <input type="checkbox"/> 境 <input type="checkbox"/> 福山 <input type="checkbox"/> 松山	<input type="checkbox"/> 浜田 <input type="checkbox"/> 竹原 <input type="checkbox"/> 宇和島	
	<input type="checkbox"/> 大阪	<input type="checkbox"/> 桜島 <input type="checkbox"/> 小松空港 <input type="checkbox"/> 関西空港	<input type="checkbox"/> 南港 <input type="checkbox"/> 敦賀 <input type="checkbox"/> 和歌山	<input type="checkbox"/> 大手前 <input type="checkbox"/> 福井 <input type="checkbox"/> 下津	<input type="checkbox"/> 大阪外郵 <input type="checkbox"/> 京都 <input type="checkbox"/> 新宮	<input type="checkbox"/> 伏木 <input type="checkbox"/> 滋賀	<input type="checkbox"/> 富山 <input type="checkbox"/> 舞鶴	<input type="checkbox"/> 富山空港 <input type="checkbox"/> 宮津 <input type="checkbox"/> 金沢 <input type="checkbox"/> 堺	<input type="checkbox"/> 七尾 <input type="checkbox"/> 岸和田	
	<input type="checkbox"/> 名古屋	<input type="checkbox"/> 諏訪 <input type="checkbox"/> 田子の浦 <input type="checkbox"/> 四日市	<input type="checkbox"/> 中 <input type="checkbox"/> 焼津 <input type="checkbox"/> 津	<input type="checkbox"/> 稲永 <input type="checkbox"/> 御前崎 <input type="checkbox"/> 尾鷲	<input type="checkbox"/> 南部 <input type="checkbox"/> 静岡空港	<input type="checkbox"/> 西部 <input type="checkbox"/> 豊橋	<input type="checkbox"/> 清水 <input type="checkbox"/> 衣浦	<input type="checkbox"/> 興津 <input type="checkbox"/> 蒲郡	<input type="checkbox"/> 浜松 <input type="checkbox"/> 中部空港 <input type="checkbox"/> 沼津 <input type="checkbox"/> 中部外郵	
	<input type="checkbox"/> 門司	<input type="checkbox"/> 田野浦 <input type="checkbox"/> 平生 <input type="checkbox"/> 大分	<input type="checkbox"/> 荻田 <input type="checkbox"/> 戸畑 <input type="checkbox"/> 佐伯	<input type="checkbox"/> 下関 <input type="checkbox"/> 若松 <input type="checkbox"/> 津久見	<input type="checkbox"/> 萩 <input type="checkbox"/> 博多 <input type="checkbox"/> 大分空港	<input type="checkbox"/> 宇部 <input type="checkbox"/> 福岡外郵 <input type="checkbox"/> 細島	<input type="checkbox"/> 岩国 <input type="checkbox"/> 福岡空港 <input type="checkbox"/> 宮崎空港	<input type="checkbox"/> 徳山 <input type="checkbox"/> 伊万里 <input type="checkbox"/> 油津	<input type="checkbox"/> 防府 <input type="checkbox"/> 唐津 <input type="checkbox"/> 光 <input type="checkbox"/> 巖原	
	<input type="checkbox"/> 長崎	<input type="checkbox"/> 長崎空港 <input type="checkbox"/> 鹿児島 <input type="checkbox"/> 鹿兒島	<input type="checkbox"/> 三池 <input type="checkbox"/> 枕崎 <input type="checkbox"/> 留萌	<input type="checkbox"/> 久留米 <input type="checkbox"/> 川内 <input type="checkbox"/> 旭川空港	<input type="checkbox"/> 佐世保 <input type="checkbox"/> 鹿児島空港 <input type="checkbox"/> 志布志	<input type="checkbox"/> 八代 <input type="checkbox"/> 石狩 <input type="checkbox"/> 小樽	<input type="checkbox"/> 熊本 <input type="checkbox"/> 水保	<input type="checkbox"/> 三角 <input type="checkbox"/> 熊本空港		
	<input type="checkbox"/> 函館	<input type="checkbox"/> 札幌 <input type="checkbox"/> 十勝 <input type="checkbox"/> 大船渡	<input type="checkbox"/> 留萌 <input type="checkbox"/> 苫小牧 <input type="checkbox"/> 釜石	<input type="checkbox"/> 稚内 <input type="checkbox"/> 稚内 <input type="checkbox"/> 秋田船川	<input type="checkbox"/> 根室 <input type="checkbox"/> 千歳 <input type="checkbox"/> 秋田空港	<input type="checkbox"/> 石狩 <input type="checkbox"/> 与那国	<input type="checkbox"/> 室蘭 <input type="checkbox"/> 青森	<input type="checkbox"/> 釧路 <input type="checkbox"/> 青森空港 <input type="checkbox"/> 八戸	<input type="checkbox"/> 紋別 <input type="checkbox"/> 宮古	
	<input type="checkbox"/> 沖縄地区	<input type="checkbox"/> 那覇外郵 <input type="checkbox"/> 鏡水	<input type="checkbox"/> 那覇外郵 <input type="checkbox"/> 鏡水	<input type="checkbox"/> 那覇空港 <input type="checkbox"/> 石垣	<input type="checkbox"/> 与那国	<input type="checkbox"/> 平良	<input type="checkbox"/> 沖縄 <input type="checkbox"/> 平安座			
(税関長・税関支署長・出張所長・監視署長) 殿										
申請者	(住所) (〒)		TEL							
	(氏名又は名称及び代表者名)		印							
代理人	(住所) (〒)		TEL							
	(氏名又は名称及び代表者名)		印							
関税法第9条の2第2項 消費税法第51条第2項 地方税法第72条の103第1項 の規定により下記のとおり納期限の延長を申請します。										
納期限の延長を受けようとする特定月		平成 年 月 から 平成 年 月 までの各月	納期限の延長を受けようとする関税及び消費税・地方消費税の合計税額				円			
納期限の延長を受けようとする期間の末日		各特定月の末日の翌日から起算して3月を経過する日(ただし、国税通則法第10条第2項に規定する日に該当するときは休日等の翌日)								
提供した担保	提供年月日 平成 年 月 日		担保の種類 <input type="checkbox"/> 保証人の保証 <input type="checkbox"/> その他 ()				申請理由 <input type="checkbox"/> 新規 () <input type="checkbox"/> 更新 () <input type="checkbox"/> 追加 ()			
	担保の期間(債権発生期間) 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日		保証限度額				円			
※ 第 号 平成 年 月 日 関税等納期限延長(包括)通知書 関税法第9条の2第2項、消費税法第51条第2項、地方税法第72条の103第1項の規定により、上記特定月(通知後に提供した担保の保証期間を短縮した場合にあっては短縮後の特定月)において輸入しようとする貨物に係る納期限を延長します。 印										

(注) 1. この申請書は、2部提出して下さい。
 2. 申請先の官署にレ印をして下さい。ただし、申請先が全国の税関官署である場合には税関別一括欄の全ての税関に、申請先が各税関の全ての官署である場合には税関別一括欄の該当税関にレ印をして下さい。
 3. ※欄は記入しないで下さい。

(納税者)

住 所

氏名又は名称 殿

代理人

住 所

氏名又は名称 殿

(税関官署の長)



輸入許可前引取承認貨物に係る関税納付通知書

(輸入許可前引取承認貨物に係る内国消費税等納付通知書兼用)

関 税 法 第 7 条 の 17
輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第9条第3項 の規定により下記のとおり
地 方 税 法 第 7 2 条 の 1 0 0 第 1 項
通知します。

記

あなたの申告された次表の税額及び当該税額にかかる延滞税を 平成 年 月 日
(納期限)までに同封の納付書により納付して下さい。

輸入(納税)申告書の 番号及び輸入(納税) 申告の年月日	輸入許可前引取承認書 の番号及び輸入許可前 引取承認の年月日	輸入貨物の品名	受 入 科 目	納付すべき税額	法 定 納 期 限
(1)			関 税	円	年 月 日
			税	円	
			税	円	
(2)			関 税	円	年 月 日
			税	円	
			税	円	
そ の 他 付 記 事 項					

(注)

1.延滞税の額は、次により計算してください。

延滞税の額(ロ)	=	本税の額(イ)	×	期間(日数)	×	延滞税の割合	×	$\frac{1}{365}$
		輸入(納税)申告書ごと の納付すべき本税の額		法定納期限の翌日 から完納の日まで		7.3% (注) 納期限の翌日から2月を 経過した日以降は14.6%		

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することになります。

具体的には次のとおりです。

- ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで…年「7.3%」と「前年の11/30において日本銀行が定める基+4%」のいずれか低い割合
- ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以降…年「14.6%」

(イ) 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要がありません。また、本税の額が10,000円以上であって、10,000円未満の端数があるときは、10,000円未満の端数を切り捨てた後の金額により計算して下さい。

(ロ) 算出した延滞税の額が1,000円未満の場合は、これを納付する必要がありません。また、算出した延滞税の額が1,000円以上であって、100円未満の端数があるときは、その100円未満の端数は切り捨てして下さい。

2.消費税及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を合算した額を上記1の本税の額として計算して下さい。

3.上記の税額及び延滞税を納付したときは、輸入許可前引取承認の際に提出した担保を解除しますから、当税関官署から担保の返還を受けて下さい。

(関税定率法第 4 条関係)

輸入貨物の評価 (個別・包括) 申告書 I 新規申告 変更届

あて先 殿	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入者符号
申告貨物の品名・税番・適用税率	輸入者住所氏名印 (署名) 担当部課 TEL ()		包括申告の主要関係税関名	
	代理人住所氏名印 (署名) 担当部課 TEL ()			
生産者名				
事前教示回答書 登録番号				

上記の貨物に関し、関税法施行令第 4 条第 1 項又は第 4 条の 2 第 1 項の規定により第 4 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号又は第 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号若しくは第 1 1 号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。

A. この貨物の取引について

1. 輸入取引の当事者 (輸入取引の売手及び買手については□内に×印を付し、特殊関係にある者については実線で結ぶこと。)

<input type="checkbox"/> 輸入者	(氏名)		<input type="checkbox"/> 輸出者	(氏名、国名)
<input type="checkbox"/> 輸入の委託者	(氏名)		<input type="checkbox"/> 輸出の委託者	(氏名、国名)

2. 輸入取引に関する事情について

- (1) 関税定率法第 4 条第 2 項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に掲げる事情が ある。 ない。
- (2) 上記 1 の売手と買手との間に特殊関係 (関税定率法第 4 条第 2 項第 4 号) が ある。 ない (この場合には、(3) の記載不要)。
(特殊関係の内容)
- (3) この貨物の取引価格は、特殊関係により影響を受けて いる。 いない。

B. この貨物の輸入申告価格について

この貨物の輸入申告価格は、仕入書 (運賃明細書 保険料明細書) に記載された額に次の調整を行って計算する。

調整項目	イ 調整を要する額又は率	ロ 調整項目の内訳その他の参考事項
(1) 現実に支払われた又は支払われるべき価格のうち、仕入書価格以外の額		
(2) 加算要素 (運賃明細書又は保険料明細書に記載された額以外のもの) ① 輸入港までの運賃等 ② 仲介料その他の手数料 ③ 容器・包装の費用 ④ 材料、部品等の費用 ⑤ 工具、鋳型等の費用 ⑥ 消費物品の費用 ⑦ 役務 (技術、設計等) の費用 ⑧ ロイヤルティ・ライセンス料 ⑨ 売手に帰属する収益		
(3) 控除すべき費用等 (例えば、課税物件確定後の据付け、組立て、整備又は技術指導の費用、輸入港到着後の運送費用等、本邦の関税等、延払金利)		
合計		

この包括申告書は 平成 年 月 日 以降の輸入申告には適用できません。

※ 受 理	※ 審 査	※ 税 関 記 入 欄

この評価申告に基づく輸入申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく輸入申告による税額等を更正することがあります。

- (注) 1. ※印の箇所は記入しないで下さい。
 2. この申告書に記入する前に、記載要領をよく読んで、黒字で記載して下さい。
 3. 記入欄の広さが足りないときは、適宜の用紙に記入して添付して下さい。
 4. この申告の内容に変更が生じたときは、遅滞なく所定の届出をして下さい。
 5. 輸入者住所氏名印欄及び代理人住所氏名印欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

(関税定率法第 4 条の 2 から第 4 条の 6 関係)

輸入貨物の評価 (個別・包括) 申告書 II 新規申告 変更届

あて先 殿	評価申告年月日	変更届年月日	包括申告受理番号又は輸入申告番号	輸入者符号
申告貨物の品名・税番・適用税率	輸入者住所氏名印 (署名) 担当部課 TEL ()		包括申告の主要関係税関名	
	代理人住所氏名印 (署名) 担当部課 TEL ()			
生産者名				
事前教示回答書 登録番号				

上記の貨物に関し、関税法施行令第 4 条第 1 項又は第 4 条の 2 第 1 項の規定により第 4 条第 1 項第 3 号若しくは第 4 号又は第 4 条の 2 第 1 項第 1 0 号若しくは第 1 1 号に掲げる事項のうち下記について次のように申告します。

A. 輸出入当事者 (輸入取引がある場合には、輸入取引の売手及び買手について□内に×印を付し、特殊関係にある者については実線で結ぶこと。)

<input type="checkbox"/> 輸入者		<input type="checkbox"/> 輸出者
<input type="checkbox"/> 輸入の委託者		<input type="checkbox"/> 輸出の委託者

- B. 1. この貨物の輸入申告価格は、次の規定に基づき計算する。
- 関税定率法第 4 条の 2 (同種又は類似の貨物に係る取引価格による課税価格の決定)
 - 関税定率法第 4 条の 3 (□第 1 項第 1 号 □第 1 項第 2 号 □第 2 項) (国内販売価格又は製造原価に基づく課税価格の決定)
 - 関税定率法第 4 条の 4 (特殊な輸入貨物に係る課税価格の決定)
 - 関税定率法第 4 条の 5 (変質又は損傷に係る輸入貨物の課税価格の決定)
 - 関税定率法第 4 条の 6 (□第 1 項 □第 2 項) (航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例)

2. この貨物について、関税定率法第 4 条 (□関税定率法第 4 条の 2 □関税定率法第 4 条の 3) の規定に基づいて輸入申告価格を計算することができない具体的な理由は、次のとおりである。

.....

.....

.....

3. この貨物の輸入申告価格は、次のように計算する。

輸入申告価格の計算方法等 (包括申告の場合にのみ記入する。)

この包括申告書は 平成 年 月 日 以降の輸入申告には適用できません。

この評価申告に基づく輸入申告による課税標準又は納付すべき税額に誤りがあることがわかったときは、修正申告又は更正の請求をすることができます。なお、輸入の許可後、税関長の調査により、この申告に基づく輸入申告による税額等を更正することがあります。

- (注) 1. ※印の箇所は記入しないで下さい。
2. この申告書に記入する前に、記載要領をよく読んで、黒字で記載して下さい。
3. 記入欄の広さが足りないときは、適宜の用紙に記入して添付して下さい。
4. この申告の内容に変更が生じたときは、遅滞なく所定の届出をして下さい。
5. 輸入者住所氏名印欄及び代理人住所氏名印欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

※ 受 理	※ 審 査	※ 税 関 記 入 欄

認定手続開始通知書（輸出者用）

平成 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

貴殿が平成 年 月 日に輸出申告した貨物は、関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号（同法第 75 条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 69 条の 3 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	平成	年	月 日
3. 疑義貨物	品 名		数 量
4. 権利者の氏名又は 名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸出差止申立て	有		無
8. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成	年	月 日

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記 8 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号（同法第 75 条において準用する場合を含む。）に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。）[注：裏面参照]
2. 上記 7 の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 8 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記 8 の期間にかかわらず当該貨物について関税法第 40 条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記 5 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 69 条の 7 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して 10 執務日（延長があった場合は 20 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記 7 の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第 69 条の 10 第 1 項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

(税関様式 C 第 5610 号 : 裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 69 条の 3 第 5 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
 - (1) 業として輸出されるものでないもの
(注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
 - (3) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (3) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (4) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 69 条の 2 第 2 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始通知書（差出人用）

平成 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

貴殿が差し出した国際郵便物は、関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 69 条の 3 第 1 項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、小包、特殊、EMS、	
3. 名あて人（住所） （氏名）		
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	平成 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 権利者の氏名又は 名称及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る理由		
9. 輸出差止申立て	有 無	
10. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成 年 月 日	

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記 10 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。）[注：裏面参照]
2. 上記 9 の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 10 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。なお、上記 10 の期間にかかわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第 40 条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記 7 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 69 条の 7 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して 10 執務日（延長があった場合は 20 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記 9 の「輸出差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第 69 条の 10 第 1 項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。
[連絡先]：（税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

(税関様式C第 5612 号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 69 条の 3 第 5 項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸出することができます。
 - (1) 業として輸出されるものでないもの
(注) 「業として」に当たるか否かの判断に当たっては、輸出の目的、輸出貨物の数量、輸出者等の職業、輸出取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸出貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸出者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるもの
 - (3) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 69 条の 2 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始通知書（権利者用）

平成 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

輸出申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号（同法第 75 条において準用する場合を含む。）に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、同法第 69 条の 3 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

	品 名	数 量
1. 疑義貨物		
2. 輸出者の氏名又は 名称及び住所		
3. 仕向人(名あて人)の氏名 又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは 名称又は住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸出差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成	年 月 日

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当することについて、上記 8 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
2. 上記 7 の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 8 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
3. 上記 5 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 69 条の 7 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、この通知を受け取った日から起算して 10 執務日（延長があった場合は 20 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記 2 から 4 までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第 69 条の 3 第 7 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により禁止されています。
5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

3. 輸出（積戻し）差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

※ 品 名	
輸出統計品目番号（9桁）	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. 輸出（積戻し）差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

7. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸出（積戻し）に関する参考事項 【不開示】

予想される輸出者	住所 氏名（氏名及び代表者の氏名） （電話番号）
その他特定又は 想定される事項	仕向人 仕向国 その他

(2) 訴訟等での争い 【開示】

輸出（積戻し）差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】
争いがある場合は、その争いの内容

--

(3) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】（適宜、参考資料等を添付する。）

--

8. 添付資料等

<input type="checkbox"/> ※ 権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等(原本であることを要しない))
<input type="checkbox"/> 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】
<input type="checkbox"/> 判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否: <input type="checkbox"/> 可、 <input type="checkbox"/> 否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し)
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
3. 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
- (1) 【公表】項目
原則として、税関ホームページ等において公表されます。
- (2) 【開示】項目
認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
- (3) 【開示の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
4. 「輸出(積戻し)差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
5. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
6. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。

認定手続開始通知書（輸入者用）

平成 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

貴殿が平成 年 月 日に輸入申告した貨物は、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 69 条の 12 第 1 項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

1. 申告番号			
2. 申告年月日	平成	年	月 日
3. 疑義貨物	品	名	数 量
4. 権利者の氏名又は 名称及び住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸入差止申立て	有	無	
8. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成	年	月 日

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記 8 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べるすることができます。
（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。）[注：裏面参照]
2. 上記 7 の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 8 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記 8 の期間にかかわらず当該貨物について関税法第 40 条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記 5 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して 10 執務日（延長があった場合は 20 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記 7 の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第 69 条の 20 第 1 項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]：（税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

(税関様式 C 第 5810 号 : 裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 69 条の 12 第 5 項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 下記 (2) 以外の知的財産権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
(注) 上記 (1) における「業として」又は上記 (2) における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (3) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (4) 商標権等に係る並行輸入品
 - (5) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第 2 条第 1 号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行うことができます。
 - (3) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、関税法第 69 条の 11 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始通知書（名あて人用）

平成 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

貴殿宛到着した国際郵便物は、関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 69 条の 12 第 1 項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

記

1. 郵便物番号			
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、		
3. 差出人（住所） （氏名）			
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	平成	年	月 日
5. 疑義貨物	品	名	数 量
6. 権利者の氏名又は 名称及び住所			
7. 知的財産の内容			
8. 認定手続を執る理由			
9. 輸入差止申立て	有	無	
10. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成	年	月 日

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記 10 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
（貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号・第 10 号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。）[注：裏面参照]
2. 上記 9 の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 10 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。なお、上記 10 の期間にかかわらず、当該貨物について貴殿自身が税関職員の立会いの下で、関税法第 40 条等に基づく内容点検を行うことができます。
3. 上記 7 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して 10 執務日（延長があった場合は 20 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記 9 の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第 69 条の 20 第 1 項の規定により、税関長に対し、一定の期間経過後、当該認定手続を取りやめることを求めることができます。
5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

【連絡先】：（税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

(税関様式 C 第 5812 号 : 裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 69 条の 12 第 5 項の規定により通知されます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 下記 (2) 以外の知的財産権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
(注) 上記 (1) における「業として」又は上記 (2) における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が 1 個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が 1 個の場合でも、これらの諸事情を輸入者等から聴取する必要があります。このため、侵害疑義物品の数量の多寡にかかわらず認定手続を執り、提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (3) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (4) 商標権等に係る並行輸入品
 - (5) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
4. 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されますと、第 69 条の 11 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。

認定手続開始通知書（権利者用）

平成 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長）

印

輸入申告貨物（国際郵便物）に対する税関検査の際、関税法第 69 条の 1 第 1 項第 9 号・第 10 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので、同法第 69 条の 1 第 1 項の規定により、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

1. 疑義貨物	記	
	品 名	数 量
2. 輸入者の氏名又は 名称及び住所		
3. 仕出人(差出人)の氏名 又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは 名称又は住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸入差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	平成	年 月 日

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて、上記 8 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
2. 上記 7 の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 8 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、疑義貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
3. 上記 5 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 69 条の 1 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、この通知を受け取った日から起算して 10 執務日（延長があった場合は 20 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
4. 上記 2 から 4 までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第 69 条の 1 第 7 項の規定により禁止されています。
5. 不明な点があれば、下記の連絡先までお問い合わせください。

[連絡先]： (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

証拠・意見提出期限通知書（申立人用）

平成 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

平成 年 月 日付開始通知簡第 号に係る貨物について、輸入してはならない貨物に該当しないことについての申出（争う旨の申出）がありました。ついては、下記期限までに本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて証拠を提出し、意見を述べることができますので、通知します。

記

証拠を提出し、意見を述べることができる期限

平成 年 月 日

（注） 上記の期限までは貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、当該貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。詳細は下記の連絡先に御照会ください。

[連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

証拠・意見提出期限通知書（輸入者等用）

平成 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

平成 年 月 日付開始通知簡第 号に係る貨物について、下記期限までに、本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて証拠を提出し、意見を述べることができますので、通知します。

記

証拠を提出し、意見を述べることができる期限

平成 年 月 日

（注） 上記の期限までは貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。また、当該貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。詳細は下記の連絡先に御照会ください。

[連絡先]： （税関官署名）
（住所）
（電話番号）
（担当者の官職及び氏名）

（規格 A4）

3. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等 【公表】

※ 品 名	
輸入統計品目番号 (9桁)	

4. 侵害物品と認める理由 【開示】

※

5. 識別ポイント 【開示の可否：□可、□否】

※

6. ライセンス料の基礎となる資料 (特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品の場合) 【不開示】

※

7. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間 【公表】

※ 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

8. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項 【不開示】

予想される輸入者	住所 氏名 (氏名及び代表者の氏名) (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 並行輸入に関する参考事項

外国における権利設定状況 【開示】	
外国の権利者との関係 【開示の可否：□可、□否】	
外国において製造されている 真正商品の特徴 (輸入価格 (FOB 価格) を含む。) 【開示の可否：□可、□否】	
外国における権利の許諾関係 【開示の可否：□可、□否】	
その他の事項 (ライセンス契約の内容、ライセ ンシー、製造工場のリスト等) 【不開示】	

(3) 訴訟等での争い 【開示】

輸入差止申立てに係る権利の内容について争いがある 【□有、□無】
争いがある場合は、その争いの内容

--

(4) その他の参考事項 【開示の可否：□可、□否】(適宜、参考資料等を添付する。)

--

9. 添付資料等

※ <input type="checkbox"/> 権利の登録原簿の謄本及び公報 【開示】 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等(原本であることを要しない))
<input type="checkbox"/> 侵害の事実を疎明するための資料 【開示】
<input type="checkbox"/> 識別ポイントに係る資料 【開示の可否：□可、□否】
<input type="checkbox"/> 判決書、仮処分決定通知書、特許庁の判定書の写し 【開示】
<input type="checkbox"/> 弁護士等が作成した侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【開示】
<input type="checkbox"/> その他の資料 【開示の可否：□可、□否】 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等)
<input type="checkbox"/> 代理権に関する書類 【開示】
<input type="checkbox"/> 上記資料等の電磁的記録

- (注) 1. ※の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
 2. この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
 3. 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表・開示されます。
 (1) 【公表】項目
 原則として、税関ホームページ等において公表されます。
 (2) 【開示】項目
 認定手続や専門委員意見照会等において、侵害事実を確認するため、必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
 (3) 【開示の可否】項目
 申立人の意思により取り扱われますので、開示して差し支えない場合には「可」に、開示することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
 4. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
 5. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
 6. 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。

税関記入欄	
-------	--

届出番号

丸粒とうもろこしの使用状況報告書

平成 年 月 日

税関長 殿

届 出 者

住所

代表者 (名称及び代表権者の氏名)

(署名)

印

関税暫定措置法施行令第 33 条第 11 項の規定により下記のとおり報告します。

使用期間	平成 年 月 日より平成 年 月 日				
購入(輸入)年月日	購入(輸入)数量	当月当初残数量	当月使用(販売)量	当月末残数量	備 考

(注) 届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。

(規格 A 4)

税関様式 P 第 9600 号

平成 年 月 日

小売業者承認申請書

殿

申請者

住 所

氏名（名称及び代表権者の氏名）

④

（署 名）

関税暫定措置法第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり小売業者の承認を申請します。

記

特定販売場の名称	
特定販売場に係る保税蔵置場の許可を受けた年月日	平成 年 月 日
特定販売場に係る保税蔵置場の許可書の番号	
承認を受けようとする期間	平成 年 月から平成 年 月 日まで
関税暫定措置法施行令第 39 条第 1 項第 4 号に規定する周知の方法	
関税暫定措置法施行令第 39 条第 1 項第 5 号に規定する教示その他の援助の方法	
その他参考となるべき事項	

(規格 A 4)

(注) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます（法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択）。

税関様式 T 第 1010 号

変質・損傷減税明細書

あて先 税関長殿	平成 年 月 日	受理番号
	提出者 住所 氏名又は名称 印	

申告番号	減税条項該当申告区分	
	関税定率法第 条第 項 号	関税暫定措置法第 条第 項 号

1 品 名	2 記 号 番 号	3 数 量
4 輸入許可の年月日及び輸入許可書の番号並びに許可した税関		
5 現在ある場所		
6 変質・損傷の原因		
7 変質・損傷の程度		
8 関税の軽減を受けようとする額及びその計算の基礎		

(注) この明細書は、次に掲げる条項に係る減税を受けようとする場合に使用してください。

- ①関税定率法施行令第3条第1項、第3項、(4の事項は記入不要)
- ②関税定率法施行令第11条第3項、第38条、第41条、第49条及び第61条
- ③関税暫定措置法施行令第35条(2の事項は記入不要)

(規格A4)

税関様式 T 第 1350 号

届出番号

外国貨物等亡失届

平成 年 月 日

税関長 殿

届出者

住

所

氏名 (名称及び代表権者の氏名)
(署名)

印

※ 適 用 法 令	イ. 関税定率法施行令第 38 条の規定により準用される同令第 11 条第 1 項 ロ. 関税定率法施行令第 61 条の規定により準用される同令第 11 条第 1 項 ハ. 関税暫定措置法施行令第 36 条第 1 項 ニ. 関税定率法第 13 条第 7 項ただし書の規定を準用するコンテナーに関する通 関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通 関条約 (T I R 条約) の実施に伴う関税法等の特例に関する法律第 5 条第 2 項				
輸 入 許 可 税 関	輸 入 許 可 年 月 日	輸 入 許 可 書 等 の 番 号	品 名 (免税コンテナーの 場合には種類、記号 及び番号)	数 量	価 格
亡失した年 月日及び場 所					
亡失した理 由					
備 考					

- (注) 1. この届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます (法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表権者の氏名を記載の上、法人又は代表権者の押印若しくは代表権者の署名のいずれかを選択)。
2. この届出書は、2 通提出して下さい。
3. この届出書には、亡失地所轄警察官署等の亡失の事実を証明した書類を添付して下さい。
4. ※印の欄は、該当する適用法令の記号を○で囲んで下さい。

(規格 A 4)